

ゆう

～ともに歩こう すてきな未来へ～



女性電話相談

女性が抱えるいろいろな悩みに、
女性相談員が電話で相談に応じます。

○相談専用Tel 0739-26-4919
○月～金（祝日を除く） 午前9時～正午

第2次田辺市男女共同参画プランを策定しました

プラン策定の趣旨と基本理念

市では、平成19年3月に「田辺市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。その結果、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識に否定的な割合が市民意識調査を経るごとに高まっています。

しかしながら、今なお過程・地域・職場等において、固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行は根強く残っています。また、配偶者等からの暴力防止の取組強化、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取組など、男女共同参画社会の実現のために推進しなければならない課題が多く残されています。

こうした中、これらの課題の改善を図りながら男女共同参画社会の実現を目指し、田辺市における男女共同参画がより前進するよう「第2次田辺市男女共同参画プラン」を策定しました。

男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義付けられています。

田辺市においても、男女共同参画社会基本法の五つの理念を基本に置き、性別にかかわらず、人権が尊重され、男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会づくりを推進します。

男女共同参画社会基本法における五つの基本理念

1 男女の人権の尊重

男女が、性別により差別されることなく、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、個人としての人権が尊重されること。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行が、男女の社会における多様な活動の選択を制約することのないよう配慮されること。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程に共同して参画する機会が確保されること。

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動と地域、職場、学校など社会生活における活動を両立できるようにすること。

5 国際的協調

男女共同参画の推進が、国際社会における取組と相互に関連していることを勘案し、国際的な理解と協力の下に推進されること。



田辺市が目指す男女共同参画社会の姿

1.男女が共に政策・方針決定の場に参画する **社会**

「政策・方針決定過程の場に女性が参画すること」によって、新しい視点が提起され、様々な人の立場を考慮した政策の立案・実施が可能になります。



2.家族が互いに協力し合い、喜びを分かち合える **家庭**

「家庭における男女共同参画が促進されること」によって、家族が互いに思いやり、協力し合って、家庭生活における責任を果たし、信頼に満ちた明るい家庭が築かれます。

3.誰もが個性と能力を生かしていきいきと働くことができる **職場**

「職場における性差別が解消すること」及び「仕事と家庭の両立支援が進むこと」によって、男女が共に働きやすい職場環境が確保され、個性と能力を生かし、いきいきと働くことが可能になります。

4.男女が多様な活動に参画し、つながりを深める **地域**

「地域社会の活動における男女共同参画が促進されること」によって、男女が共に多様な価値観に基づいて、地域活動、ボランティア、家庭生活、学習活動など、様々な活動を自ら選択し、地域のつながりを深めることが可能になります。

プランの位置付けと期間

このプランは、社会のあらゆる分野で男女の平等を具体化する取組である男女共同参画を推進していくための総合的な計画として、田辺市が実施すべき施策の基本的な方向や内容を明らかにしたもので、男女共同参画社会基本法第 14 条に定められた「市町村男女共同参画計画」として位置付けます。

策定に当たっては、国の「第 3 次男女共同参画基本計画」、「配偶者暴力防止法」及び「和歌山県男女共同参画基本計画(第 3 次)」を勘案し、「田辺市男女共同参画懇話会」において審議を重ねるとともに、「田辺市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施するなど広く市民の意見を聞き、その反映に努めました。

期間は、平成 26 年度(2014 年度)から平成 35 年度(2023 年度)までの 10 か年とし、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

プランの内容

基本目標

施策

取組

1

男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

1 男女共同参画の意識啓発

① 男女共同参画を進める広報・啓発活動の推進
② 行政における男女共同参画の推進

2 男女共同参画に関する学習の推進

③ 学校等における男女平等を推進する教育の充実
④ 生涯にわたる男女共同参画学習の推進
⑤ メディアにおける人権の尊重

3 生涯を通じた健康づくり支援

⑥ 生涯を通じた健康づくり支援
⑦ 妊娠・出産に関する健康づくり支援
⑧ 健康をおびやかす問題についての対策の推進

4 男女間の暴力の根絶を目指す仕組みづくり

⑨ 男女間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成
⑩ DV 被害者に対する相談業務等の充実
⑪ DV 被害者の自立に向けた支援の拡充
⑫ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

2

誰もが参画できる男女共同参画による社会づくり

1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

⑬ 行政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
⑭ 企業・地域団体における方針決定過程への男女共同参画の促進

2 地域活動への男女共同参画の推進

⑮ 地域社会への男女共同参画の推進
⑯ 防災・災害復興への男女共同参画の推進
⑰ 多様な分野における男女共同参画の推進

3

仕事と生活の調和のための環境づくり

1 多様な生き方のための支援

⑱ 家庭生活への男女共同参画の促進
⑲ 女性のチャレンジ支援の推進

2 支援を必要とする男女への支援

⑳ 子育て支援策等の充実
㉑ ひとり親家庭への支援
㉒ 高齢者・障害者の社会参画に対する支援
㉓ 高齢者・障害福祉サービスの充実

3 農林水産業・商工業等自営業におけるパートナーシップの確立

㉔ 就業条件と環境の整備
㉕ 自営業における方針決定過程への女性の参画促進

プランの重点的な取組

男女共同参画に関する田辺市の現状やこれまでの取組などを踏まえ、プランの基本理念や基本目標の下、実効性の高い施策の推進を図るために、特に次の3つの項目について優先的・重点的に取り組んでいくこととします。

■男女共同参画の視点による地域活動の推進■

地域団体等の意思決定過程への女性の参画を促し、男女が共に暮らしやすい地域づくりの促進を図るとともに、地域活動における経験を、地域全体の方針決定過程の場でも生かすことができるよう、人材育成に取り組みます。

地域の様々な課題の解決に向け、男女がお互いに尊重し合い共に支え合うコミュニティを構築するため、地域課題に対応した男女共同参画の視点からの情報発信や啓発、市民活動支援等を一層推進していきます。また、地域での防災対策についても、男女共同参画の視点をしっかりと持ちながら進めていきます。

- ⑭ 企業・地域団体における方針決定過程への男女共同参画の促進
- ⑮ 地域社会への男女共同参画の推進
- ⑯ 防災・災害復興への男女共同参画の推進

■仕事と生活の調和の実現に向けた取組■

男女が共に、仕事・家庭生活・地域生活など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる社会づくりが必要であり、そのためには働く世代の男女が互いに尊重し合いながら、仕事と生活の調和を図ることが求められています。

また、企業の実態を把握し、企業に向けての啓発を進めるなど男性の理解に向けた取組を一層推進していきます。

- ⑰ 家庭生活への男女共同参画の促進
- ⑱ 女性のチャレンジ支援の推進



■DV防止に向けた取組■

DV被害の防止及び被害者保護のため、効果的な啓発・学習機会の提供等を行うとともに、予防の観点から若年層への啓発を推進します。

また、DV被害者保護に向け、県配偶者暴力相談センターやDV被害者センター（紀南DVセンター）など関係機関と連携し、被害者の様々な状況を踏まえて、より円滑な安全の確保を行う必要があります。

なお、潜在している被害者も多いと推測されることから、相談窓口のさらなる周知と相談機能の一層の充実に努めるとともに、関係部署と連携することにより被害者の早期発見と支援体制の整備を進めていきます。

- ⑩ 男女間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成
- ⑪ DV被害者に対する相談業務等の充実
- ⑫ DV被害者の自立に向けた支援の拡充

女性電話相談室から

DV（ドメスティック・バイオレンス）について こんな言葉をご存知ですか？ ②

女性に対する暴力根絶の
ためのシンボルマーク



✓ フラッシュバック（flashback）

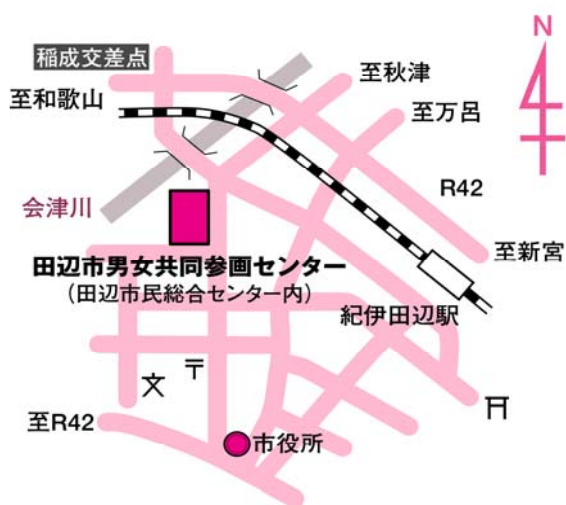
フラッシュバックとは、PTSD（心的外傷後ストレス障害）の症状のひとつで、強い不安や恐怖を感じた重大な場面・体験が突然鮮明によみがえり、今、まさに、同じことが起こっているかのように再体験する状態のことです。DV被害者には、フラッシュバックに悩む人が少なくありません。

フラッシュバックが起こると、時間がたっていることや、そこにいないことが分かっていても、目の前で見ているように感じたり見えたりします。強い不安や恐怖を感じた場面・体験を「思い出している」のではなく、繰り返し「見ている」恐怖の再体験によって、動悸が激しくなったり、手足の震えが止まらなくなったり、息苦しくなったりなどの症状が現れる場合があります。また、再体験には音や映像が伴わないこともあり、恐怖の感情や味覚、痛覚などの感覚の衝撃として発生することもあります。

田辺市男女共同参画センター 女性電話相談室
相談専用電話 0739-26-4919
月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前9時～正午

女性電話相談では、女性が出会うさまざまな悩みをともに受け止め、気持ちの整理をお手伝いし、問題解決のための一歩を踏み出す応援をしています。
女性相談員がお待ちしています。一人で悩まないで、気軽にお電話ください。秘密は守ります。

発行：田辺市男女共同参画センター



■開館時間

午前8時30分～午後5時15分

■休館日

毎週土曜・日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

■所在地

〒646-0028 和歌山県田辺市高雄一丁目23番1号
田辺市民総合センター4階

■連絡先

電話：0739-26-4936

ファクシミリ：0739-24-8323

Eメール：danjo@city.tanabe.lg.jp

■交通

JR：紀伊田辺駅から徒歩15分

明光バス・龍神バス：栄町停留所（市民総合センター前）から徒歩1分